

## 会議録・平成26年12月19日第4回定例会（最終日）

1. 招集の年月日 平成26年12月9日
1. 招集の場所 明和町議会議場
1. 開 会 12月19日 午前9時00分 議長宣告

### 1. 応召議員 14名

1番	山内	理	2番	西岡	厚
3番	中井	啓悟	5番	上田	清
6番	阪井	勇男	7番	乾	健郎
8番	江	京子	9番	伊豆	千夜子
10番	北岡	泰	11番	樋口	文隆
12番	奥山	幸洋	13番	松本	忍
14番	綿民	和子	15番	辻井	成人

### 1. 欠席議員

なし

### 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 朝倉 晶子 松本 章 西尾 仁志

### 1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	西岡 恵三	総 務 課 長	北岡 和成
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	世古口 和也
人権生活環境課長	西口 竜嘉	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	田中 一夫	長寿健康課長	小池 弘紀
農水商工課長(兼)農業委員会事務局長	堀 真	まち整備課長	沼田 昌久
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	西口 和良
教育総務課長	西田 一成	こども課長	世古口 哲哉

文化財保存活用監 中野 敦夫 土地利用調整監 松本 雅之  
監 査 委 員 児島 吉男

## 1. 会議録署名議員

3番 中井 啓悟 5番 上田 清

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一括上程した議案

議案第70号 平成26年度明和町一般会計補正予算（第6号）

議案第71号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）

議案第72号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第73号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 平成26年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第76号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第77号 平成26年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の県（議会運営委員会）

---

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成26年第4回明和町議会議定例会第4日目の会議を開会します。

なお、鈴木教育委員長から、所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願います。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第119条の規定により、議長から指名します。

3番 中井啓悟 議員

5番 上田清 議員

の両名を指名します。

---

◎議案第70号から議案第77号の一括上程

○議長（辻井 成人） 日程第2 一括上程した議案について

- 議案第70号 平成26年度明和町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第71号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第72号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第75号 平成26年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第77号 平成26年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）

を議題とします。

この件につきましては、すでに詳細説明が終わっておりますので、本日は質疑から行います。

---

### ◎議案第65号の質疑

○議長（辻井 成人） まず、議案第70号 平成26年度明和町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

歳出から行います。

黄色の表紙、「予算に関する説明書、平成26年度明和町一般会計補正予算説明書」の9ページから32ページ、第1款 議会費から第10款 教育費までの歳出全般で質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

樋口議員。

○11番（樋口 文隆） ページのほうはですね、12ページ。

ふるさと納税の謝礼のことについて、この中で、ご説明によりますとですね、金額を相当の金額に5,000円にされると言われておりました。このことについては全協、及び一般質問の中でもですね、説明がございました。

で、課長の話とか町長の話によりますと、町のほうのふるさと、こよなく愛し、いわゆる町のPRや経済効果を高めるということで、今後もですね、ますますその事業のほうを進行していく、進めていくというお話でございました。で、その中で、他県ではですね、いわゆる大きな金額300万円をですね、寄附したら牛1頭分のもので、肉を物産として提供するというようなところもございます。私としてはこの5,000円という金額についてはですね、適当な金額じゃないかなと自分なりに考えております。

で、その中でですね、ホームページのほうももう細かく丁寧にホームページのほうつくられておると、支払いの方法やそういうことについてもですね、きわめて先進的な形でやられておると、これはもう私も見てびっくりしました。で、その中で、いわゆるその物産品のところのですね、いわゆる提供金額ですね。謝礼の金額のほうはですね、見させていただいたところ食事券ですか、食事券のほうが一つ一部程度という格好で出ておりました。あとこれ、この予算が可決された場合ですね、そのホームページ上でもですね、また寄附された方に対して贈られる場合、その金額については表示はされるのかどうか、その点だけちょっとお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） ふるさと寄附についてのご質問いただいたわけでございます。

今回、今までのですね、近隣市町にならい、5,000円相当額に謝礼額をほう引き上げていきたいということで、ご提案を申し上げます。年明け1月からのご寄附に対しましては、現在の3,000円相当から5,000円相当に上げるという、今回の補正でございます。

で、そのほかにも色々ご提言と申しますか、高額寄附に対する取り扱いといった部分でも樋口議員のほうでお考えいただいておりますが、今回の場合は高額寄附、26年度中ではですね、1件20万円という寄附が2件ございました。そういった寄附もあったわけですが、私どもの謝礼品14品3,000円相当という中で、そういった中でもしていただいたというような形になっておりますので、高額寄附の対応についてはですね、今後、色々さまざまな検討を加えて考えていきたいと、今回の補正につきましては、あくまでも1件当たり1万円以上のご寄附をいただいた場合の5,000円相当ということでの検討内容になっておりますので、その点、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（辻井 成人） 樋口議員。

○11番（樋口 文隆） ありがとうございます。

私もですね、課長の考え方と額は同じなんです。というのは、高額のなですね、物産品を贈るということが、ある方、他の県でも見受けられますけども、それは私としてはいかなものかなというふうに考えております。

というのはですね、物産品、いわゆるふるさと宅急便ですか、贈られるとですね、それは所得税法でいうと一時所得になるんですね。で、一時所得になるということを寄附者の方が知っておられるかどうか、これは所得税法確定申告でですね、されるわけですから、それは国税のほうに任せていいのかなのかということも多々ありますけども、そういったことがあって、いわゆるふるさと納税で税額控除があるのに、いわゆる一時所得でですね、税がかかってくるということ、これあるわけですね。ということは、税関係のご承知の方は50万円が特別控除されて2分の1、それで課税されるということですけども、基の何かがあった場合にね、生命保険とかその・・・金、例えばそういう基があったときに、超してしまうということが、その申告の中で発生してくるということがありますので、多額ですね、いわゆる商品を贈るということは、これはその辺は他府県の方についてもですね、研究は

されておるといふ方には思いますけども、そういった影響も出てくるんじゃないかなということで、やっぱり寄附をしていただいたことに快くですね、やはりここにホームページにもありましたけども、何回もですね、ここに書いてありますね。寄附ごつと明和町特産品から希望の一点を贈りますと、回数制限ありませんと、もっともっと明和町知っていただくということと、選べる商品も増えていくということですけども、そういったことで何回も繰り返してですね、やっていただけるということもですね、これも一つの手法だといふふうに考えております。

で、実はですね、話長くなりますけども、今日の伊勢新聞ですね、この前面にですね、確定申告不要になると、これは政府、今の自民党の税制改正の大綱の中に盛り込まれるというようなことでございますけども、自治体が返礼として贈る特産品、競争が激化しないよう国が通知で自制を即する仕組みも盛り込もうということが、一つこれございます。

それと、ワンストップでふるさと納税のときに確定申告ね、これもホームページのほうに詳細に、いわゆる動画でですね、載せていただいております。リンク貼ってあります。これも素晴らしいなと思う。本当にね、それが寄附を、いわゆる寄附の控除を受けたいからするのかということではいんですけども、制度上そういったことですね、すごくわかりやすくされております。これも私すごいなと思いましたが、今回はですね、このまだ税制改正はまだまだどうなんですかね、今、自民党と政府の案ですから、まだもうちょっと揉まなあかんのでしょうかけども。

そういったことで、それをふるさと納税ワンストップ特例制度、こういうものをつくってですね、もっと簡易に、そういった申告制ができるように、というのはですね、すごく複雑なんですよ。普通の仕事もあるのにですね、防災企画課長たくさん仕事を持ってみえると思うんですけど、ものすごい仕事の中で煩雑なですね、また実務をせなあかんと、こういうことがあって、今回またそういったふるさと納税のいわゆる地方再生というのですが、それを

国としてもやっていこうという試みになってくると思うんですけども、そういったことも含めてですね、確定申告が不要になってもう少し簡単なやり方で、減税措置か受けられるというような仕組みも国として考えられておるようでございます。

で、その中でですね、今言われた一時所得の問題も残るわけですね。これは必要経費ってないですから、寄附というのは。どうしても一時所得という問題は残ってくるのです。で、そういったことも含めてですね、今、庁内のほうでですね、ふるさと納税のそういった運用をしている関係課ですね。そういった課との連携というのはこれからもっともっと必要になってくるんじゃないかなと思います。一つの課じゃなく、そんな情報もですね、交換をさせていただいてですね、もっと納税をしていただける方の身になってですね、優しくやっていただいたほうが良いんじゃないかなというふうに思っています。

で、私の質問は、そういうことでそういった金額がですね、今の状態でいくらかの、約いくらかのということですね、5,000円程度のそういった周知ですね、それを今、考えられておるかどうかということちょっと聞きたかっただけでですね、この金額、実は僕は妥当な金額やと思いますし、ますますふるさと納税の進行というのは、ふるさと創生という意味からですね、また経済効果を高めるという意味からでは、良いことやなどというふうに思いますので、その一点だけちょっと聞かせてください。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 色々ご質問いただいたわけでございます。

おっしゃいますとおりですね、現在、税制改正の中で、今年度までは所得税と住民税のほうで寄附控除ができる形になっております。今回の税制改正の内容と申しますのが、所得税の減税はなしにして、住民税のみの体制をとっていくと、で、その中でですね、現在、ご寄附いただいた方には受領証明書を発行させていただいております。郵送で個人の方に送らせていただいておりますが、その手間もですね、市町間で受領証明を交換して、本人の申



告をなしにすると、寄附いただいた受領証明書の中ですね、申告せんでも住民税のほう減額していこうというような内容になっておるようでございます。

です、私どもの事務自体はですね、そういったことで件数の増加を図っていくということにつながるわけですが、事務のほうはより今よりも煩雑になっていくということは覚悟しているところでございます。

で、先ほど5,000円の周知ということでございます。こういったことにつきましては色々な雑誌、ふるさとチョイスであったり、いろんなヤフーであったりですね、現在活用しております媒体を通して、5,000円の周知については徹底していきますし、今回、14品目から20品目まで、地元業者の方で色々ご検討いただいておりますところもございまして、まだ確定はしていませんが、約20品目ぐらいまでは拡大できるかなというふうに考えております。

ふるさと納税が増え、その分いろんな地域ですね、事業者の皆さんが自分とこの商品をとということで手を挙げていただいておりますので、そういった部分でPRにもなり、また件数が増えればですね、その事業者の方の活性化にもつながるということでございますので、今回の制度がある以上はですね、過当な競争は避けながらも、やはり明和町のPR、こういったことに徹していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（辻井 成人） 樋口議員。

○11番（樋口 文隆） 3回目です。最後の。

課長、ありがとうございました。大変本当に仕事の内容も複雑になってまいりまして、税制そのものが段々複雑になってきておりますので、もう本当に市町村ですね、そういった業務も大変なことだと思います。しかるに、これこの間も357件の381万5,000円ですか、こういった金額ね、私らが実務しておったころより随分頑張っておられるというふうに私思います。

私も議員として応援をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

伊豆議員。

○9番（伊豆千夜子） 16ページなんですけども、心身障がい者福祉費のところで、聾学校卒業生に対して自動車操作訓練助成というのが、ちょっと説明受けたんですけども、もうちょっと掘り下げて詳しく教えていただきたいです。

それと、18ページなんですけども、一番下の委託料のところでは栄養管理システム委託料が双葉以外となっているんですけど、これがどうして双葉以外なのか、ちょっと詳しくお願いします。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） 自動車操作訓練助成といいますのは、身体障がい者の方が自動車の運転免許をとるときに、その取得する、免許を取得する場合に、その取得に要した費用の一部をですね、障がい者の方が就労等の社会活動への参加の促進を図るために、補助をするものです。で、1件10万円を限度ということで、支給させていただくことになっております。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口哲哉） 失礼します。

13番委託料の栄養管理システム委託料なんですけども、双葉以外ということになってますんですけども、双葉につきましては給食の施設がございまして、調理の施設がございませんもので、学校給食と同じような献立にしなければ、どうしてもならないということで、ほかの園につきましては、給食施設が整っておりますので、献立を一本化するということで、それに伴います改修なり、バージョンアップということでお願いしております。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 伊豆議員。

○9番（伊豆千夜子） 双葉のほうはわかりました。

自動車操作訓練助成というのは、今まではなかって、今回新しく応募があ

ったということでもよろしいのでしょうか。そしてこれお金、その時にかかったお金を払うということで、普段こう付くとか、そういうのではないということですね。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村由美子） この助成制度は、すでにもう平成22年の当時からございます。

で、大体毎年1件ぐらいですので、1件当初で予算化させていただいておりました。今回も1件がもう執行済みになりまして、新たにまた聾学校の来年の3月に卒業される方が運転免許をとるために申請がありましたので、こういうふうに上げさせていただいたんですが、一応、免許を終わったあとに請求をしていただくということになりますので、受けるという話を聞かさせてもらって、この3月までに免許が取得されれば支払うことになりますので、今回、補正で上げさせていただきました。

○議長（辻井 成人） よろしいですか。

他に質疑される方ございませんか。

上田議員。

5番（上田 清） 失礼します。

1点だけちょっとお願いしたいんですが、12ページ、19頁補交で住宅太陽光発電の件でございますが、今までですね、50戸のされたと、あと20件分をお願いするという形で、これ100万円の補正がされております。今年度からですね、来年度はもうこのやつをしないというような、予算化されない、補助金は出さないというような決定がされておるように思いますが、私は特にクリーンエネルギーを推進し、推奨したいという形でおりますので、今後ともですね、この新築の建築の場合だけでも認めるとか、そういうようなお考えないのかどうか。

それと、今までこの、今年で終わるということで、駆け込みでこの太陽光発電のソーラーパネルを付けられるお家が増えたのかどうなのか、そこら辺

のところ一回お聞かせください。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 住宅用太陽光発電の補助につきましては、9月の委員会並びに全協でも説明をさせていただきましたが、まず、その経過からいきますと、当初、その住宅用太陽光発電は推進をしていくという中でですね、この設備費がかなり高価でありました。で、当時はその売電価格もですね、非常に安い価格で売電がありましたが、その後ですね、売電価格が従来の倍、48円に上がったこともありまして、設備費の改修がですね、かなりできるようになったこともあります。

それから、もう一つは固定価格買取制度といいまして、10年間はその売電価格が変わらないという制度がございます。によりまして、太陽光、個人の家庭をですね、設置が非常にするんだという経過があります。経過が進んだ中で、太陽光のシステムもですね、かなり値が下がってきたこともありまして、十分もう周知の期間はもう過ぎたという形になりまして、その経費の分もですね、十分10年ぐらいで改修できるような見込みになってまいりましたので、当初9月に説明をさせていただきましたとおり、個人の設備のその助成にもなることからですね、今回で、26年度におきましてですね、すでに国の補助、県の補助も廃止をされておりますので、じゃ明和町としてもですね、町の考え方として廃止をしていきたいというふうに考えております。これは、できればその方向でということで9月にお願いをしたところでございます。

で、その後、すでに当初予算分のもので、150万円は8月の終りぐらいですでに消化をしておりました。で、委員会で説明をさせていただきまして、その後、11月の末までにですね、受け付けのあった分については補正をさせていただくという形で、その後、申請のあったものが約20件でございまして、11月以降にはですね、問い合わせは、12月以降には現在問い合わせもございませんので、一旦この補助のシステムとしてはですね、終了させていただいても良いのかなというふうな判断をしておりますので、よろしくお願いた

します。

○議長（辻井 成人） 上田議員。

○5番（上田 清） 今、ご答弁いただきましたんですが、できるだけですね、私も推進して、確かに設備がかなり安くつくようになりました。それと売電も10年間固定価格でされるということもございましてですね、なかなか一般の家庭の方かなり付けられた。明和町にもかなりの屋根の上に付いておるといのは、もうよくわかっておりますが、近隣市町がですね、どのような状態なのか。松阪市とかそういうところはもうなくなったというのもよく聞かせていただいております。

だけど、明和町ですね、人口増加を望むんであればですね、新築、そのような時には、こういう補助金をですね、考えてはどうかというのが私の考えでございます。今までですね、新築のどこよりも既存の建ってみえるところに屋根に付けられるというのもかなりあったというふうに聞いております。今、この20件の申請があって、100万円の補助金の補正をしてほしいという形で上がっておりますが、この後、12月以降にですね、申請があった場合はもうそこで打ち切るのかどうなのか、そこら辺のところはきちっとしていただければ、今年度中は全部受け付けるというようになるのかどうか、そこら辺のどこお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） 設備についてはですね、今年度の補助としましてはですね、3月末でその完成をしていただかなければならないというところもありますので、その分を見越しまして、いっぱいまで見越して、11月の末というふうに期限を切らせていただきました。

ですので、今後、その申請がありましてもですね、来年の4月以降の完成になってまいりますと、今年度の予算ではちょっと対応できにくいというところもございまして、今回、11月の末でという形で、12月補正で計上させていただくという形になっておりますので、それ以後のものについてはですね、

とりあえず補正というものは考えておりませんので、そこら辺も合わせてご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（辻井 成人） 上田議員。

○5番（上田 清） 3回目です。

それでは3月までに完成ができるという、今からですね、申請出してできるというようなことであれば、考えるということですね。それでよろしいんでしょうか。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（西口 竜嘉） それ、ちょっとなかなか申し上げにくいことではあるんですが、3月、この後ですね、補正をさせていただくという場合も3月議会しかありえやんというふうに思います。

で、3月議会のときにですね、補正をさせていただいてですね、それがすぐに支払いができるかということですね、非常に難しいところが、期間をおいてそれまでに完成が認められて、うちも検査に行つてというところがありますので、現在、12月以降についてですね、問い合わせ自体がきておりませんし、それまでのところでですね、いろんな問い合わせがあったものにつきましては、一応、年度末の3月までの完成をとという形の中でですね、いわゆる個人の方であるとか、取り付けをされる業者の方であるとかですね、説明をさせていただいておりますので、申し訳ありませんが、この12月でという、12月の補正に上げさせていただきますという説明を、すでにさせていただいておるということですね、予算を計上させていただきましたので、まずそういう形で、業者の方も理解をされておりますし、個人の方も理解をされておるというふうに思いますので、12月の補正でですね、この中へ計上させていただきましたので、今後につきましては、もう受け付けはすでに締め切りをさせていただいておりますので、補正を考え、今の段階では考えておりませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 総務課長さんなのか担当課長さんなのか、ちょっとわかりませんので、給与のことなんですが、17ページのですね、人権センター費で事務職員さんが2名で、376万8,000円の給与が今度追加になっております。26ページはですね、教育総務費で事務職員さん13人で1,756万円の給与の追加になっております。29ページ、30ページで社会教育費のほうで給与事務職員さん1名で、今度はマイナス400万円の減額になっております。こちら辺のちょっと詳細をですね、ほかのところとはちょっと金額がすごく大きくなってますので、何でこんな違いがあったのか、途中で何か人事異動もあったのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（北岡 和成） 失礼します。

18ページの人権センター費の金額、これ確かに多くなっております。これは病気からの復帰で、年度の途中で、そのために当初予算では給与を計上していなかった分をどっと盛りますので、どうしても金額的にアップします。その関係で26ページとの差というものがやはり出てまいります。

それから人事異動の関係でですね、どうしてもその給与の安い職員がこう異動したりしますと、非常に、例えばベテランの主査級の者と、入ったばかりの新人の者とか人事異動入れ替えますと、どうしてもその差が出てまいりますので、いわゆる若い職員が、級の低い職員が異動した先は給与がその額が不要になりますので、上昇する額は減りますし、逆に不足している部分があれば給与の高い職員がこちらへ異動してきますとその分は加算されて高くなるという、そういう人事4月1日付の人事異動をすることによりまして、12月時点でそれぞれ目単位ではこう、どうしてもプラスマイナスが出てまいりますので、そういった関係ですべてに増減が発生しております。異動した職員があるところはすべて職員の増減が発生する、そういう減少が出てまいります。

それと、特に今回の人事異動が機構改革絡みがございます、福祉部門から子育て部門へ教育委員会のほうへかなりの職員を異動させております。そういったところで予算の中身も非常にこう移動といいますか、移行している部分が影響しております。非常に複雑な内容になっております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 大変複雑なのか、私らわかりませんが、この12月ですというのは、機構改革したのは4月1日でしたよね。本来6月でも9月でもできたはずなんですよ、でしょ。なぜ12月なんですかということなんですかね。非常にこうわかりにくい、今回の給与の一部の改正アップも含めてなんでしょうけど、この時点でやるということですね、こちらも非常にどんなふうに変化があったのかというのはわかりにくいので、これからもし途中で機構改革とか人事異動とかあった場合ですね、早く、速やかにこの予算編成、変更ですね、していただかないと、非常に理解がしづらいというふうに思いますので、その要望だけしておきます。

○議長（辻井 成人） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで歳出全般の質疑を終わります。

続きまして、5ページから8ページの歳入全般並びに議案書の27ページ、第2表 債務負担行為及び28ページ、第3表 地方債補正を合わせてお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第70号の質疑を終わります。



### ◎議案第71号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第71号 平成26年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第71号の質疑を終わります。

---

### ◎議案第72号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第72号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

松本議員。

○13番（松本 忠） すみません。

8ページの7款、2項特定健康診査等事業費の中で、委託料から報償費のほうに組み替えられていますけども、それもう少し詳細にお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 特定健診の受診者の関係なんですけども、当初予算で見込んでいたよりも少なくなったために、委託料のほう減らさせていただきました。

また、講師謝金なんですけども、特定健診のときに体の中で自分の指先を

特殊な機械で見ますと、自分の血管の流れというのがわかります。それとか血管の変形とかいうのが全部わかるような機械がございますので、特定健診の特定保健指導を受けられる方に対しまして、やっぱり自分で自分の体を見てもらうというのが一番気をつけなければならないなということがわかります。わかるという、県内ほかのところもございましたので、それで県のほうへ補助金申請しましたら、これの補助金が付きましたので、今回、この組み替えをさせていただいたということでございます。

○議長（辻井 成人） 松本議員。

○13番（松本 忠） わかりました。

これはですね、特定健康診断の委託料が0になったと、委託料が0になって、その代わりに県のほうから補助金が付いてきたので、たまたま講師を雇った。で、ただ組み替えやなくて、内容が変わったということですよ、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（辻井 成人） 長寿健康課長。

○長寿健康課長（小池 弘紀） 特定健診一人健診してもらいますと、8,000円から9,000円ぐらいかかりますので、その見込んでおった人数よりも少なくなったので、特定健診0になったという、委託料が0になったのではなくて、見込んでおった金額より少なくなったので、50万円減らさせていただいたということでございます。

○13番（松本 忠） わかりました。

○議長（辻井 成人） よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第72号の質疑を終わります。

◎議案第73号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第73号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第73号の質疑を終わります。

---

◎議案第74号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第74号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第74号の質疑を終わります。

---

◎議案第75号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第75号 平成26年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第75号の質疑を終わります。

---

#### ◎議案第76号の質疑

○議長(辻井 成人) 続きまして、議案第76号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第76号の質疑を終わります。

---

#### ◎議案第77号の質疑

○議長(辻井 成人) 続きまして、議案第77号 平成26年度明和町水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑は、収入支出全般でお願いします。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑される方がないので、これで議案第77号の質疑を終わります。

以上で、一括上程した各議案の質疑を終わります。

---

### ◎全議案の討論

○議長（辻井 成人） これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にしたうえで、討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

---

### ◎議案第70号の採決

○議長（辻井 成人） これから一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第70号 平成26年度明和町一般会計補正予算（第6号）の採決をします。

議案第70号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第71号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第71号 平成26年度明和町齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第71号は、原案とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第72号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第72号 平成26年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第72号は、原案とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第73号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第73号 平成26年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第73号は、原案とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第74号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第74号 平成26年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第74号は、原案とおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第75号の質疑

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第75号 平成26年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第75号は、原案とおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第76号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第76号 平成26年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第76号は、原案とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第77号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第77号 平成26年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第77号は、原案とおりに決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括上程した各議案の採決を終わります。

---

#### ◎委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（辻井 成人） 日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しま



した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。  
お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすること  
に決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長(辻井 成人) 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

これにて、平成26年第4回明和町議会定例会を閉会します。

ご協力、ありがとうございました。

最後に、町長、ご挨拶をお願いします。

○町長(中井 幸充) それでは、第4回の明和町議会の定例会の閉会にあたり  
まして、一言お礼を申し上げたいと思います。

去る16日から4日間の日程で、補正予算等々ご審議を賜りました。すべて  
お認めをいただき、誠にありがとうございます。

また、本定例会以降につきましては、各一部事務組合等の議会もございま  
す。初めての方もお見えになると思いますので、その議会につきましては、  
どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、年の瀬を迎えて、本当に厳しい寒さの日が続いておりますが、イン  
フルエンザのこの流行の兆しも見えかかっておりますので、どうぞお体には  
十分お気をつけていただいて、良いお年をお迎えをいただきたいと思います、そのよ

うに思います。

この定例会、色々なご意見賜りました。それらを我々真摯に受け止めて、これからの行政運営に反映させていきたいと、そのように思います。どうも本当にありがとうございました。

○議長（辻井 成人） ありがとうございました。

（午前 9時 44分）

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

明和町議会議長

明和町議会議員

明和町議会議員